

整理番号：2-1

提言題名：水道料金について

【提言要旨】

水道料金ですが取手市は毎月請求が来ます
ということは
毎月水道メーターを人が歩いて個別にメーターを読んで
請求しているということですね
この人件費 振込（引き落とし手数料）
そして、労働者が減少していく現実
他の多くの自治体は隔月です
この事実を市長は
どの様に認識されていますか？
(令和7年6月受付)

【回答要旨】

現在、取手市内の水道利用料金については毎月検針請求としていて、水道メーターの検針等に人件費等の費用がかかると認識しております。取手市を含む茨城県南地域3市1町の水道事業の実施主体であります、県南水道企業団からは、経費削減及び水道事業を継続的また安定的に運営をしていくための取組として、水道メーターの検針及び水道利用料金の請求を、従来の毎月検針請求から、隔月検針請求への移行を検討しているとのことでしたのでご報告させていただきます。

【水道事業に関すること】

茨城県龍ヶ崎市長山 1-5-2

茨城県南水道企業団 業務課

0297-66-5132

(環境対策課 令和7年6月回答)